

令和4年度事業報告

1 法人の概要

〔主たる事務所の所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号
〔名称及び代表者〕 社会福祉法人八戸市社会福祉事業団 理事長 原田 悦雄
〔法人認可年月日〕 平成10年2月17日
〔法人登記年月日〕 平成10年2月23日

2 実施事業の種類

① 第一種社会福祉事業

ア 障害児入所施設 うみねこ学園
イ 障害者支援施設 いちい寮
ウ 養護老人ホーム 長生園
エ 児童養護施設 浩々学園
オ 母子生活支援施設 小菊荘

② 第二種社会福祉事業

ア 老人居宅介護等事業（在宅サービス課）
イ 障害福祉サービス事業（在宅サービス課、うみねこ学園、いちい寮）
ウ 老人デイサービス事業（長生園）
エ 特定相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
オ 障害児相談支援事業（うみねこ学園、いちい寮）
カ 障害児通所支援事業（うみねこ塾）

③ 公益事業

ア 訪問入浴介護事業（在宅サービス課）
イ 居宅介護支援事業（在宅サービス課）
ウ 訪問入浴サービス事業（在宅サービス課）
エ 日中一時支援事業（いちい寮）

3 役員状況（令和5年3月31日現在）

(1) 定款上の定数

① 理事 6名
② 監事 2名

(2) 役員名簿

役職	氏名	職
理事長	原田 悦雄	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団理事長
専務理事	柴田 義弘	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事
理事	岩淵 惣二	社会福祉法人同伸会理事長
理事	田口 豊實	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会会長
理事	早川 あゆみ	八戸学院大学短期大学部介護福祉学科学科長補佐・教授
理事	佐藤 敦子	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団在宅サービス課課長
監事	舘 康寿	社会福祉法人愛育福祉会事務局長
監事	伊藤 和雄	総務省行政相談委員

4 理事会の開催状況

(1) 第115回理事会（令和4年4月1日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	理事長の選定について

(2) 第116回理事会（令和4年6月8日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和4年度第1次補正予算について
第 2 号議案	令和3年度事業報告の承認について
第 3 号議案	令和3年度決算の承認について
第 4 号議案	定時(第74回)評議員会の開催について

(3) 第117回理事会（令和4年11月16日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和4年度第2次補正予算について

(4) 第118回理事会（令和5年1月17日 決議があったものとみなされた日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	長生園における給食業務委託業者の選定等に係る事務手続きについて

(5) 第119回理事会（令和5年3月14日）

審 議 案 件	
第 1 号議案	令和4年度第3次補正予算について
第 2 号議案	指定障害児入所施設うみねこ学園運営規程の一部改正について
第 3 号議案	障害者支援施設いちい寮運営規程の一部改正について
第 4 号議案	養護老人ホーム長生園運営規程の一部改正について
第 5 号議案	児童養護施設浩々学園運営規程の一部改正について
第 6 号議案	母子生活支援施設小菊荘運営規程の一部改正について
第 7 号議案	うみねこ学園指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業運営規程の一部改正について
第 8 号議案	いちい寮指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業運営規程の一部改正について
第 9 号議案	放課後等デイサービスセンターうみねこ塾運営規程の一部改正について
第10号議案	文書取扱規程の一部改正について
第11号議案	就業規則の一部改正について
第12号議案	給与規程の一部改正について
第13号議案	準職員及び臨時職員就業規程の一部改正について
第14号議案	職員の処遇改善に関する規程の一部改正について
第15号議案	経理規程の一部改正について
第16号議案	被服等貸与規程の廃止について
第17号議案	令和5年度事業計画について
第18号議案	令和5年度当初予算について
第19号議案	施設長の任命について

5 評議員の状況（令和5年3月31日現在）

(1) 定款上の定数 8名

(2) 評議員名簿

氏名	職
間山路代	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会事務局長
古戸良一	八戸市老人クラブ連合会顧問
田村正次郎	うみねこ学園・いちい寮親の会理事
赤石和枝	元八戸市立根城小学校校長
新井山雅行	根城地区社会福祉協議会顧問
下館敏	元是川地区社会福祉協議会会長
榊敏男	鮫地区社会福祉協議会会長
鬼柳裕	元社会福祉法人八戸市社会福祉事業団専務理事

6 評議員会の開催状況

(1) 定時（第74回）評議員会（令和4年6月23日）

審議案件	
第1号議案	令和3年度決算の承認について

7 監事の監査状況

監査年月日	監事氏名	監査における指示指摘事項
令和4年5月25日	館 康 寿 伊 藤 和 雄	特になし

8 職員配置（令和5年3月31日現在）

職種	施設								
	管理課	在宅 サービス課	うみねこ 学園	うみねこ 塾	いちい寮	長生園 デイサービス	浩々学園	小菊荘	合計
事務局長	専務理事 兼務								
課長	専務理事 兼務	[1]							[1]
園長・塾長 寮長・所長			[1]	いちい 寮長兼務	1 塾長兼務	[1]	[1]	1	2 [3]
事務員	2 <1>		<1>		<1>				2 <3>
児童指導員 (児童指導員補助/夜間 専門員/学習指導員/事 務員兼務含む)			6 <7>	3 <2>			11 [3] <4>	4 [1] <4>	24 [4] <17>
保育士 (事務員兼務含む)			9 <4>	1			2		12 <4>
生活支援員 (事務員兼務含む)					28 <13>				28 <13>
支援員						5 <3>			5 <3>
介護員						2 [1] <4>			2 [1] <4>
生活相談員 (事務員兼務含む)						2			2
生活相談員兼支援員						1			1
生活相談員兼介護員						2			2
訪問介護員 (事務員兼務含む)		6 <15>							6 <15>
介護支援専門員		4							4
心理指導員			[1]						[1]
栄養士			1		1	1	1		4
看護師			1		1	3			5
用務員 給食調理員等					<4>		<1>	<2>	<7>
合計	2 <1>	10 [1] <15>	17 [2] <12>	4 <2>	31 <18>	16 [2] <7>	14 [4] <5>	5 [1] <6>	99 [10] <66>

※ [] 内の数字は嘱託職員の人数

※ < > 内の数字は準職員・臨時職員及び登録ヘルパーの人数

事務局管理課

【4年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況												
感染症及び自然災害等の緊急事態が発生した場合に本部機能が維持できるよう、施設(課)の事業継続計画(BCP)を踏まえ、法人としての事業継続計画を策定する。	施設(課)の事業継続計画を踏まえ、事務局管理課の事業継続計画を策定し、課内で共有した。 全施設が事業継続計画を策定するにあたり、発動基準及び項目等を統一することを目標としていたが、整備しきれなかったことから、引き続き、各施設(課)の担当者と定期的に会議を開き、随時改定することとする。												
新採用職員及び初級職員については、OJTチェックシートを活用し育成を強化するとともに、中級・上級及び指導職職員については、階層別研修を実施し、職員の資質向上を図る。	医療・福祉分野の人材育成コンサルティング会社に講師を依頼し、職員間のコミュニケーションを通して効果的な育成及び指導を行うとともに、人事評価における評価の視点を共有するため、指導職を中心に階層別研修を実施した。 また、各階層の研修内容に繋がりを持たせるとともに、すべての研修資料を施設長及び総括主任に提供し、所属先でのOJT指導に活用する等、学びの定着を図った。 <table border="1" data-bbox="624 804 1423 965"> <thead> <tr> <th>研 修</th> <th>回数</th> <th>延べ受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指導職上級職員研修</td> <td>2</td> <td>18人</td> </tr> <tr> <td>指導職中・上級職員研修</td> <td>6</td> <td>152人</td> </tr> <tr> <td>一般職上級職員研修</td> <td>3</td> <td>20人</td> </tr> </tbody> </table>	研 修	回数	延べ受講者数	指導職上級職員研修	2	18人	指導職中・上級職員研修	6	152人	一般職上級職員研修	3	20人
研 修	回数	延べ受講者数											
指導職上級職員研修	2	18人											
指導職中・上級職員研修	6	152人											
一般職上級職員研修	3	20人											
青森県介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所認証評価制度について、令和5年度の更新申請に向け、実習生及びボランティア受入れマニュアルを整備する等、計画的に準備を進める。	認証評価制度の更新申請に向け、「地域交流」の取組を強化するため、実習生及びボランティア受入れマニュアルを改定した。 各施設(課)が一定の基準で受入れ及び対応ができるよう、施設(課)毎に作成していたマニュアルを統一するとともに、職員に周知した。												

1 業務内容

(1) 本部運営に関する業務

- ① 事業計画の策定及び予算・決算に関すること
- ② 理事会、監査会及び評議員会の開催及び定款、規程等の制定改廃に関すること

(2) 事務局管理課業務

- ① 施設長会議の開催及び運営に関すること
- ② 職員の研修及び福利厚生に関すること
- ③ 自己評価に関すること
- ④ その他事業団の庶務(職員の人事・給与等に関する事務及び関係機関、団体、施設間との連絡調整)に関すること

2 施設(課)長等連絡会議

理事長・専務理事及び各施設(課)長との連絡会議を毎月開催し、法人全体に係わる事項や各施設(課)の日常的な利用者の状況及び運営上の課題等を出し合い、情報共有を図った。

内 容	開 催 月 日
新年度会議	4/1
定例会議 (12回)	4/25、5/26、6/27、7/25、8/25、9/26、10/25、11/25 12/23、1/25、2/27、3/24

3 自己評価

各施設(課)が自らの実態を把握し、改善すべき課題を明確にすることにより、サービス及び施設運営の質の更なる向上を図ることを目的として、全施設及び事務局において自己評価を実施した。自己評価結果から得られた課題に対する改善策については、令和5年度の事業計画に反映させた。

また、各施設(課)において、令和3年度の自己評価結果から得られた課題に取り組み、その経過を令和4年度実践研修報告会において報告し、法人全体で共有した。

4 スキルアップ支援事業

職員の資格取得及び自己啓発活動を支援するため、福祉・介護に関する資格取得に係る費用を助成するスキルアップ支援事業を実施した。

令和4年度実績	
社会福祉士	2名
精神保健福祉士	1名
介護福祉士	1名

在宅サービス課〔居宅介護等事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定訪問介護等事業
平成19年4月1日 指定介護予防訪問介護事業
平成28年10月1日 八戸市介護予防・日常生活支援総合事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう利用者の選択に基づき、多様なサービスを総合的に提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。

【4年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
昨年度導入したクラウドサービスを活用し、訪問介護員が出先でも訪問介護計画書やモニタリング等の情報を確認できるようにする。	訪問介護員がスマホから計画書やモニタリング等を閲覧し、各利用者の情報を確認・共有することができた。
新任のサービス提供責任者の育成のため、サービス提供責任者業務マニュアルを作成する。	サービス提供責任者業務マニュアルを新たに作成し、そのマニュアルを活用してサービス提供責任者の内部研修を実施した。
関係書類、資料及び器材等の5S活動に取り組み、職場環境を整備する。	利用者ファイルのラベルを事業ごとに色分けして統一し、選別しやすくした。また、書庫のファイルを整理整頓するとともに、倉庫の保管書類を分別し、不要な書類は処分するなど、環境整備を行った。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、外出介助等

(2) 生活援助

調理、衣類の洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、自立生活支援

の見守りの援助、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 生活等に関する相談、助言等

(4) その他

市町村、ケアマネージャー、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供に努めた。

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(3) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・持続的に提供できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、職員に周知を図った。

(4) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど、事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。受け付けた苦情は、サービス提供責任者が事実関係を調査した上で、責任者、受付担当者、ケアマネージャー及び利用者やその家族と解決策を協議し、解決に努めた。

また、苦情受付後の対応について利用者や家族へ報告するとともに、課内研修等で職員へ周知を図った。

令和4年度苦情受付数 1件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 利用者負担の軽減

低所得者等に対する訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業を含む）に係る利用者負担額の軽減を実施した。

対象者	延べ12名
軽減額	6,880円

7 実習生の受け入れ

所属等	実習内容	期間	人数
八戸学院大学短期大学部	訪問介護	8月29日～8月30日	1
合計			1

8 業務体制

合計	管理者兼サービス提供責任者	サービス提供責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
14	1	2	1	9	1

9 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

月 事業	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	人数 合計	年間 訪問時間
訪問介護	41	42	41	41	39	40	38	40	40	39	39	36	476	5,042.6
介護予防・ 日常生活支 援総合事業	15	16	17	17	18	19	19	19	20	19	20	20	219	1,291.5

在宅サービス課〔訪問入浴介護事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定訪問入浴介護事業
 平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業(訪問入浴サービス事業)
 平成19年4月1日 介護予防訪問入浴介護事業

1 事業運営の基本方針

要介護認定を受けた要介護者、介護予防要支援者に対し、訪問入浴サービスを提供することにより、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び家族の介護負担軽減を図る。

【4年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
初任者の人材育成のため、現場での実践研修と事業所内でのシミュレーションを工程ごとに行い、効果的な育成を行う。	工程ごとの研修計画を作成し、内部研修を実施した。利用者ごとに異なる細かな手順は、サービス提供中に確認することにより、不安を解消することができた。
関係書類、資料及び資材等の5S活動に取り組み、職場環境を整備する。	書庫のファイルを整理整頓するとともに、倉庫の保管書類を分別し、不要な書類は処分するなど、環境整備を行った。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検を実施することにより、不良個所の早期発見及び適切な修繕等を行い、安全管理に努めた。

(2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。

(3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(5) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・持続的に提供できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、職員に周知を図った。

(6) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど、事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	管理者兼 サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
		正職員	臨時職員	
9	1	[1]	6	[1]

※ [] は兼務

7 利用者の状況 (令和5年3月31日現在)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
訪問入浴	19	20	20	19	21	21	18	17	19	18	17	20	229	1,352

※コロナ感染対策による休業期間：8月3日～5日（3日間）

在宅サービス課〔居宅介護支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成12年4月1日 指定居宅介護支援事業

1 事業運営の基本方針

- (1) 介護を必要とされる方が、自宅で適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員が心身の状況、生活環境、本人や家族の希望に沿って、居宅サービス計画（ケアプラン）及び介護予防サービス支援計画を作成し、その計画に基づいてサービスが提供されるよう事業者及び関係機関との連絡調整を行う。
- (2) 市町村、サービス事業者及び関係機関と連携を図るとともに、提供されるサービスが特定の事業者等に不当に偏ることがないように、公正中立に配慮する。
- (3) 介護認定調査は、心身の状況や生活環境等の把握に努め、全国一律の基準を用い実施する。

【4年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
困難ケース等への対応に当たり、副担当制を整備する。	副担当制を整備し、副担当者を定め、困難ケースの対応策を話し合うことにより、情報を共有することができた。
事業所内でのケアプランの点検体制を整備し、ケアマネジメント能力	ケアプラン点検に関する研修を受講し、研修内容をふまえて各自及びお互いのケアプランの点検を行った。

の向上を図る。	
関係書類、資料および資材等の5S活動に取り組み、職場環境を整備する。	書庫のファイルを整理整頓するとともに、倉庫の保管書類を分別し、不要な書類は処分するなど、環境整備を行った。

2 業務内容

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (2) 介護予防サービス支援計画の作成
- (3) 他事業者及び関係機関との連絡調整
- (4) 要介護認定調査
- (5) 要介護認定の申請手続き及び更新認定の申請手続き
- (6) サービスの利用相談及び情報提供

3 安全管理

- (1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。
- (2) 利用者間の感染症の媒体とならないよう、衛生管理に努めた。
- (3) 個人情報については、法令に基づき、利用者や家族に対して利用目的を明確にした上で同意を得、使用に当たっては細心の注意を払い必要最小限の範囲で使用した。
- (4) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者等に対して必要なサービスが安定的・持続的に提供できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、職員に周知を図った。
- (5) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど、事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、ケアマネージャーが、毎月利用者を訪問してモニタリングを実施し、サービスの評価を行い、質の向上を図った。

6 実習生の受け入れ

実 習 内 容	期 間	人数
青森県介護支援専門員実務研修	2月6・7・13・14日	1

7 業務体制

合 計	管理者兼 介護支援専門員	介護支援専門員
4	1	3

8 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

事業 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数合計
介護保険	103	101	100	97	100	102	104	104	108	102	101	98	1,220
予防マネジメント	32	33	34	35	34	37	34	33	36	35	36	35	414
認定調査	5	3	4	9	10	0	9	8	8	9	9	8	82

在宅サービス課〔障害福祉サービス事業〕

〔事業開始年月日〕 平成15年4月1日 障害福祉サービス事業
平成24年4月1日 障害福祉サービス事業（同行援護）

1 事業運営の基本方針

八戸市より支給決定を受けた障害者と難病患者等に対し、障害者総合支援法の趣旨に従い、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう生活全般にわたる援助を行うとともに、家族の介護負担の軽減を図る。

2 サービス内容

(1) 身体介護

食事介助、排泄介助、更衣介助、入浴介助、身体清拭、洗髪、通院介助等

(2) 家事援助

調理、衣類洗濯及び補修、住居等掃除及び整理整頓、生活必需品の買い物、関係機関及び役所等への連絡等

(3) 同行援護

移動時、外出先での視覚的情報の支援、排泄介助、食事介助等

(4) 生活等に関する相談、助言等

(5) その他

市町村、相談支援専門員、医療及び福祉等の関係機関と連携し、利用者のニーズに沿ったより良いサービスの提供に努めた。

3 安全管理

(1) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(2) 食中毒、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(3) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・持続的に提供できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、職員に周知を図った。

(4) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど、事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサ

サービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	管理者兼 サービス提供 責任者	サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
			正職員	臨時職員	
[14]	[1]	[2]	[1]	[9]	[1]

※[]は兼務

7 利用者の状況<令和5年3月31日現在>

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 訪問時間
居宅介護	14	13	13	13	13	13	13	13	13	12	13	13	156	1,727.5
同行援護	6	6	6	6	6	6	7	6	6	6	7	7	75	776.5

在宅サービス課〔訪問入浴サービス事業〕（八戸市地域生活支援事業）

〔事業開始年月日〕 平成12年 4月1日 八戸市訪問入浴サービス事業

平成18年10月1日 八戸市地域生活支援事業

平成19年 4月1日 訪問入浴サービス事業

1 事業運営の基本方針

八戸市地域生活支援事業として、歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある障害者(児)に対し、訪問入浴サービスを提供する。

2 サービス内容

(1) 訪問入浴

利用者に浴槽を提供し、入浴前後の健康チェック、入浴準備、衣服の着脱、洗髪、入浴介助を行った。

(2) 清拭又は部分浴

心身の状況等の理由により全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により清拭又は部分浴を行った。

3 安全管理

(1) 入浴車輛の日常点検及び定期点検を実施することにより、不良個所の早期発見及び適切な修繕等を行い、安全管理に努めた。

(2) 感染症予防マニュアルに基づき、衛生管理を行った。

(3) インフルエンザ等の感染症予防について研修を行った。

(4) 事故・災害等が発生した場合は、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な措置を講じた。

(5) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・持続的に提供できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、職員に周知を図った。

(6) 全職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告するなど、事故防止に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に準じて、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情受付数 0件

5 サービス評価

自己評価を実施し、自らのサービス水準を把握するとともに、改善すべき課題を明確にしてサービスの向上に努めた。

また、サービス提供責任者が、3ヶ月に1回以上利用者のモニタリングを実施し、サービス内容の評価を行い、質の向上を図った。

6 業務体制

合 計	管理者兼 サービス提供 責任者	訪問介護員		事務員
		正職員	臨時職員	
[9]	[1]	[1]	[6]	[1]

※[]は兼務

7 利用者の状況<令和5年3月31日現在>

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	人数 合計	年間 利用回数
人数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	48	424

※コロナ感染対策による休業期間：8月3日～5日（3日間）

う み ね こ 学 園

〔施設の種類〕 障害児入所施設

〔定員〕 40人

〔所在地〕 八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地50

〔建設年月日〕 昭和41年3月31日

令和2年3月31日（移転改築）

〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

〔施設の概要〕 敷地 8013.47 m² 木造平屋建 延床面積 1715.30 m²

1 事業運営の基本方針

- (1) 小規模グループケアを実施することで、利用者の意思及び人格をより尊重するとともに、障害の特性等を踏まえた療育や心理的ケアを行うことによって、きめ細やかな支援を提供する。
- (2) 自立生活訓練室を活用した自立生活体験をすることによって、特別支援学校卒業後に安定した職業生活を送ることができるような支援を提供する。
- (3) 八戸第二養護学校・八戸高等支援学校及び鮫地区との結びつきを重視した施設運営を行い、共生社会の実現に向けて地域住民との交流を深める。

【4年度重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実 施 状 況
小規模グループケアを生かし、炊事等の日常生活能力を身につけさせる。特に、昨年度の課題を活かし、自立生活を想定したスーパーでの買い物体験や炊飯器の使用方法を体験させる。	コロナ禍ということもあり、買い物や調理体験については慎重に検討を重ね、計画を立てた。計画通りに進まず、問題が生じた場面もあったが、取組み後に振り返りを行い、成果を共有することで自信につながるよう支援した。
iPad の使用方法について段階的に学ぶために、児童と職員が一緒に計画を立て進める。使用方法のルールを守り、調理の仕方やバスの乗り方など、役立つ情報を収集し、活用する経験を積む。	職員児童共にタブレット端末の使用法、ルールを学んだ上で、使用を開始した。繰り返し練習することでスムーズに検索ができ、買い物や公共交通機関の利用に繋げることができた。 また、児童に対して使用に関する意見を求め、都度、助言及び改善することにより概ね問題なく活用できた。
研修の機会を確保し、職員の資質の向上を図る。特に、虐待防止研修や権利擁護研修を定期的に開催するよう努める。	虐待防止及び権利擁護に関する研修を4回開催し、専門知識の習得に努めた。シフトの都合で参加できなかった職員に対しては、資料を配布するとともに研修内で行った意見交換の内容について説明するなど、支援の方向性及び情報の共有に努めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 小規模グループケアを実施することで、意見や人格を尊重し、年齢や成長に合わせて、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援した。
- ② 心理指導担当職員を配置し、必要に応じて心理検査及び面接を行い、情緒の安定を図った。
- ③ 一人ひとりの特性、能力等に応じた学習指導を行うとともに、八戸第二養護学校及び八戸高等支援学校との連絡会議等を通じ、連携を図ることにより、両学校の教育目標と整合性のある支援を行った。
- ④ 園内外の作業活動や職場実習等を通じ、社会生活に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、一人ひとりの特性、能力等に応じ地域において自立した生活を営むことが出来るよう職業指導及び情報提供を行った。
- ⑤ 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援目標を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、施設での支援の成果を家族に確認してもらうため、定期的に家庭実習を実施した。
- ⑥ 高校3年生が将来、安心安全な職業生活が送れるよう、自立生活訓練室での生活体験において、助言・指導を行った。
- ⑦ 退所後に、引き続き安定した生活を送ることができるよう、相談窓口を設置するとともに職場及び家庭訪問や電話連絡等を通じ、退所後の生活について助言、指導するなど、適切なアフターケアを行った。

(2) 給食管理

- ① 小規模グループケアのユニットごとに少人数で家庭的な雰囲気を楽しみながら食事をすることによって、情緒の安定を図るとともに、安心できる食事環境を提供した。
- ② IH（電磁誘導加熱）調理器を導入し、より安全な環境で給食を提供するとともに、厨房内の温度管理の適正化を図ることにより、衛生管理の向上に努めた。
- ③ 栄養バランスの取れた給食の提供と、外部委託業者との連携を密にし、嗜好、残食等の状況を

把握することで、献立内容の充実を図った。

- ④ 行事、季節に応じた献立の作成を工夫するなど、適温で魅力ある食事の提供に努めた。
- ⑤ 児童参加型の給食会議を毎月開催し、一人ひとりの嗜好把握と意見の反映に努めた。

3 健康管理

- (1) 児童の健康状態を観察し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医、学校、保護者等と連携をとりながら、感染症等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 疾病等があった場合、速やかに治療が受けられるよう、地域の医療機関との連携に努めた。また、協力医療機関として、地域の内科医院及び歯科医院に協力を依頼をした。
- (3) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、入所児童及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所児童及び家族等に周知を図った。

なお、第三者委員に対しては、前年度に引き続き、報告会（現状報告、情報交換等）を実施した。

令和4年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

うみねこ学園虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止のための体制を整備した。

また、入所児童の心身の安全と人権の保護に努めるとともに、権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和4年度虐待受付数 0件

○苦情解決委員会第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美 （NPO法人はちのへ未来ネット代表理事）

松 井 敬 子 （八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

福 士 政 子 （八戸市南浜地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

- (1) 個人として尊重し、常に児童本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にした。
- (2) 毎月、福祉オンブズマンの活動を通して、児童の意見を聴取するとともに、児童の権利擁護の視点から評価を受け、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもとに、施設独自の防災訓練を実施した。地区消防団へは、万が一火災が発生した時の協力を依頼した。
- (2) 感染症や非常災害が発生した場合でも、児童に対して安定的・持続的に生活の場が提供できるよう事業継続計画(BCP)を作成し、職員に周知を図った。
- (3) 避難訓練の際は、地域住民に対し、火災ベルが聞こえないよう配慮するとともに、訓練への協力を仰いだ。
- (4) 警察署等の指導のもと不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、ボランティアの受入れを中止した。

(2) 実習生の受入れ

所属等	実習内容	期間	人数
八戸市立高等看護学院	看護師	4月12日～12月9日	延35
仙台青葉学院短期大学	保育士	5月23日～6月4日	3
柴田学園大学	介護体験	8月22日～8月26日	1
仙台幼児保育専門学校	保育士	10月31日～11月12日	1
八戸看護専門学校	見学	1月19日	49
八戸学院大学短期大学部	保育士	1月23日～2月3日	3
合計			延92

(3) 地域との交流・連携等

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、地域交流を実施しなかった。また、参加を予定していた地域行事は中止となった。

8 寄付の状況

寄付申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年4月11日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年5月10日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年6月10日
匿名	現金	1,000,000円	令和4年6月28日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年7月11日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年8月10日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年9月12日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年10月11日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年11月10日
株式会社かさい	現金	10,000円	令和4年12月12日
八戸市中央卸売市場協力会	みかん 1箱 リンゴジュース 40本 鉢植えの花 1鉢	—	令和4年12月23日
ムライ リナ	現金	5,000円	令和5年1月5日

9 業務体制（定員40人）

○人員に関する配置基準（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条）

基準合計	施設長	児童発達支援 管理責任者	保育士 児童指導員	栄養士	嘱託医	職業指導員	心理指導担当職員
	22	1	1	16	1	1	1

※職業指導員及び心理指導担当職員については、職業指導及び心理指導を行う場合に配置

○職員配置

基準合計	施設長	児童発達支援 管理責任者	ソーシャルワーカー	保育士 児童指導員	職業指導員	心理指導員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	児童指導員補助
31	1	1	1	17	1	1	1	1	2	(2)	3

※()は委託

10 入所者の状況

(1) 学年別状況（令和5年3月31日現在）

区分	未就学児		小学部		中学部		高等部		入所者合計	
男	0	(0)	3	(2)	8	(5)	9	(1)	20	(8)
女	0	(0)	1	(1)	1	(1)	7	(1)	9	(3)
合計	0	(0)	4	(3)	9	(6)	16	(2)	29	(11)

※()は措置入所の数、卒園児童14人

うみねこ学園〔短期入所事業〕

〔定員〕 2人
〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において養育を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期間（原則月7日間）の入所を必要とする障害児等に対し、入浴、排泄、食事といった日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴、食事、排泄その他個々の利用者の心身の状況に応じた適切なサービスを行った。
- (2) 給食管理
利用者の栄養管理、健康状態及び嗜好を考慮した食事提供に努めた。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に対応するとともに、必要な助言に努めた。

3 健康管理

うみねこ学園に準じて健康管理を行った。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
うみねこ学園同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

(2) 虐待防止

うみねこ学園同様に、うみねこ学園虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和4年度苦情・虐待受付数 0件

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスを自己評価し、改善すべき課題を明確にして、今後のサービスの質の向上を図った。

6 業務体制

うみねこ学園と共通のため省略

7 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

利用契約者数 34名（男子 26名 女子 8名）

令和4年度新規契約者数 7名（男子 5名 女子 2名）

8 利用状況（令和5年3月31日現在）

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
利用者数	2	4	6	1	0	3	5	4	5	5	5	8	48
延利用日数	8	18	22	2	0	13	19	14	32	24	19	19	190

うみねこ学園〔指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成26年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情・虐待受付数 0件

4 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の事業の人員及び運営に関する基準
第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

合計	管理者	相談支援専門員
[2]	[1]	[1]

※ [] は兼務

5 計画・相談等の状況（令和5年3月31日現在）

	計画・相談	モニタリング	件数合計
障害児相談支援	0	0	0
特定相談支援（障害者）	12	109	121

うみねこ塾

〔施設の種別〕	放課後等デイサービス		
〔定員〕	10人		
〔所在地〕	八戸市大字松館字水野平20番地5		
〔建設年月日〕	昭和41年3月31日		
〔事業開始年月日〕	令和2年4月1日		
〔施設の概要〕	敷地 23,238.42 m ²	鉄筋コンクリート平屋建	
	延床面積 427.08 m ²	物置ほか 189.64 m ²	

1 事業運営の基本方針

障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行う。

【4年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
利用者の特性の理解とより専門性の高い支援方法を学ぶため、所内研修を実施する。	11回の研修計画を立て、研修テーマごとに職員が講師となり、専門的知識の向上に努めた。ことばやコミュニケーションに困難を抱える知的障害や発達障害がある人とのコミュニケーション方法である「マカトン法」について学びたいという意見が出されたことから、新たに研修に加えるなど、職員全員で支援方法の幅を広げるための知識の習得に努めた。
利用者一人一人の特性に応じた支援内容・方法及び職員の支援体制等について毎月ケース会議を行い、検討する。	毎月ケース会議において、児童1人に対し年2回の支援計画の見直しを行い、職員間で共有するとともに、児童が抱える課題について、様々な視点から意見を出し合い、解決に向けて話し合った。 さらに、特に関係機関と連携が必要な児童については支援会議に参加し、情報共有を図った。
各種災害等危機対応場面における事業所や保護者の動きについて、保護者への周知を図る。	緊急メールを配信するための登録や引渡しカードの作成等、緊急時の対応について整備し、その内容を保護者へ説明した。

2 利用者の処遇

- (1) 一人ひとりの人格を尊重し、個性や成長に合わせて、日常生活に必要な生活スキルを身に付けられるよう支援した。
- (2) 一人ひとりの適性、能力等に応じた学習指導・生活指導を行うとともに、関係機関との支援会議・情報交換等の連携を図ることにより、教育目標や支援方針と整合性のある支援を行った。
- (3) 作業活動や運動訓練を通じ、社会生活・作業に必要な体力や技術の習得を支援した。
- (4) 保護者面談や個別支援会議等をもとに、一人ひとりに合わせた支援計画を設定し、随時支援経過の評価を行うとともに、事業所での支援の成果を家族、相談支援事業所と共有した。
- (5) 八戸高等支援学校に在籍する利用者に対し、来所への利便性を考慮し、迎車サービスを実施した。
- (6) 調理実習の際には、衛生管理に留意して行い、食中毒の予防に努めた。

3 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を観察し、協力医療機関、学校、保護者等との連携を取りながら、感染症等の予防、疾病の早期発見に努めた。
- (2) 職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、利用者に対する保健指導と衛生的な環境の維持に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、利用者及び家族等への周知を図った。

令和4年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

うみねこ塾虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止のための体制を整備した。

また、利用児童の心身の安全と人権の保護に努めるとともに権利擁護に対する意識を高める

ため、職員研修を実施した。

令和4年度虐待受付数 0件

○苦情解決第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美 (NPO法人はちのへ未来ネット代表理事)

松 井 敬 子 (八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長)

石 藤 奈保子 (元八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員)

5 施設サービス評価

利用者を個人として尊重し、常に利用者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価するとともに、利用者・保護者のニーズや要望を把握するため、保護者評価を実施することにより、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同防災訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 利用者の無断外出や交通事故等を防止するため、利用者の状況把握や施設内外の巡視を十分に行い、安全確保に努めた。
- (3) 遊具の安全点検を行うとともに、正しい遊び方や使用方法について指導した。
- (4) 防犯用具等を定期的に点検するとともに、警察署等の指導のもと、施設独自及びいちい寮との合同不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上に努めた。
- (5) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対し安定的・継続的にサービスを提供できるよう業務継続計画(BCP)を策定した。

7 地域との交流等

(1) 地域との交流・連携等

感染症の予防に留意しながら、地域イベント等の活動に参加した。

(2) 実習生の受け入れ

所 属 等	実 習 内 容	期 間	人数
八戸学院大学	社会福祉士実習	8月8日～9月15日	1
八戸学院大学	社会福祉士実習	9月5日～10月7日	1
合計			2

(3) 地域における公益的な取組

障害児への接し方等に悩む家族に対応するため、広報誌や面談等を通じて、療育に関する情報提供を行った。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
八戸市中央卸売市場協力会	みかん 1箱	—	令和4年12月23日
	りんごジュース 17本		
	鉢植えの花 1鉢		

9 業務体制（定員 10 人）

○人員に関する配置基準

基準合計	管理者	児童発達支援管理責任者	児童指導員 保育士
4	1	1	2

○職員配置

配置合計	管理者兼 児童発達支援管理責任者	児童指導員・保育士
7	1	6

10 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
契約者数	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	—
稼働日数	17	19	22	14	14	20	20	20	20	19	19	22	226
利用者数	154	165	181	114	112	183	177	169	170	167	167	206	1,965
利用率 (%)	90.6	86.8	82.3	81.4	80.0	91.5	88.5	84.5	85.0	87.9	87.9	93.6	86.9

※コロナ感染対策による休業期間：4月21日～25日、7月1日～6日、7月28日～8月5日
8月25日～29日（延べ25日間）

い ち い 寮

〔施設の種類〕	障害者支援施設		
〔利用定員〕	60人		
〔障害福祉サービスの種類〕	生活介護、施設入所支援		
〔所在地〕	八戸市大字松館字在家山谷19番地3		
〔建設年月日〕	昭和55年4月1日		
〔設置認可年月日〕	平成20年4月1日		
〔施設の概要〕	敷地 5,057.00 m ²	鉄筋コンクリート造平屋建	
	延床面積 1,962.68 m ²	倉庫ほか 361.51 m ²	

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者の意思及び人格を尊重し、入所者一人ひとりの意向、障害の特性等心身の状況に応じて障害福祉サービスを提供し、充実した自立生活の実現に努める。
- (2) 隣接する放課後等デイサービスセンター「うみねこ塾」と連携を図りながら、地域に根差した障害福祉サービスの充実を図る。

【4年度の重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
丁寧な介護・支援を直接・間接に担う人材を育成するための研修を実施し、意図的・計画的に自主性や主体性を発揮できる組織体制づくりに努める。	医療・福祉分野の人材育成コンサルティング会社に講師を依頼し、新採用及び一般職初級・中級職員を対象としたオンラインによる階層別育成研修を複数回に分けて実施した。 研修を通じて職員一人ひとりが各階層で求められる役割や仕事に取り組む姿勢を学ぶことで、個々のスキルアップのみならず組織力の底上げを図った。
身体介護や医療的ケアの必要性の高い利用者が増加しているため、新たなアセスメントシートを作成し、利用者の状況にあわせたスケジュール等の見直しを行う。	利用者の重度・高齢化が進む中、従来のアセスメントシートでは把握や分析が不十分であった健康状況やADLを始めとする各項目について見直しを行い、様式を改めた。 また、シート作成後は関係職員で確認し合い、利用者の現状把握と情報共有に努めた。 新たなアセスメントシートで浮かび上がった利用者のニーズや課題を令和5年度の支援計画に反映させることで個々の状況に則した支援へとつなげていく。
グループホームの利用者が、清潔で快適な生活を送ることができるよう、訪問支援の拡充を図る中で、特に清掃、整容面において、よりきめ細やかなサービスを提供する。	男女グループホーム共に訪問回数を増やし、利用者の身体整容に関する支援を重点的に行った。 また、大掃除を年2回実施し、不要物品の処分や衣類整理、寝具交換等を行うなど、ホーム内の環境整備に努めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 主に金銭管理が難しい入所者に対し、成年後見制度を薦め、基本的人権及び保障されるべき権利を擁護した。
- ② 一人ひとりの能力・特性を理解し、ADLにおいて個々のレベルに合わせた支援を行った。
また、支援会議等で状況把握及び課題整理を行い、入所者の生活の質の向上に努めた。
- ③ 晴天時は、散歩等の寮外活動を積極的に行った。また、体操や体育館歩行といった軽運動の他、エアロバイク等のエクササイズ器具を用いた活動を取り入れ、体力の維持・向上に努めた。
- ④ 作業活動においては、入所者の特性に合わせて空き缶の仕分けや潰す作業を行い、持続力と責任感を培うよう努めた。また、女性入所者を中心に裁縫や調理実習を行った。
- ⑤ 教養の習得を目的に、茶道教室や生け花教室を開催した。また、コロナ禍で帰宅等の制限を設ける中、週末を中心にドライブ外出を行い、入所者の情緒の安定を図った。
- ⑥ 毎月、自治会を開催し、施設運営に入所者の意向を反映させるとともに、入所者間の親睦を深め、自主自立の精神を持って活動し、実りある生活が送れるよう努めた。

(2) 給食管理

- ① 委託業者と連携し、安心、安全かつ栄養バランスのとれた給食を提供した。
- ② 毎月外部委託業者を交えた給食会議を開催し、入所者の嗜好及び意見を把握することで、献立の充実を図った。

③ 行事、季節に応じた献立を工夫するなど、魅力ある食事の提供に努めた。

3 健康管理

- (1) 入所者の健康状態を観察・把握し、健康診断や諸検査を定期的実施したほか、嘱託医及び家族と連携を図りながら、生活習慣病や感染症疾患等の予防、疾病の早期発見、早期治療に努めた。
- (2) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴サービスを提供するとともに、シャワーを希望する入所者へは随時提供した。また、口腔ケアの充実、手洗いや手指の消毒を徹底させ、清潔の保持に努めた。
- (3) 内部研修等で職員の保健衛生知識の向上を図るとともに、入所者に対する保健支援と衛生的な環境の維持に努めた。
- (4) 入所者の急変に対応できるよう、救命講習(AEDの使い方)を行い、職員の意識及び技術の向上に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、入所者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、前年度に引き続き第三者委員への報告会（現況報告、情報交換等）を実施した。

令和4年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止及び入所者の人権を保護するための体制を整備した。

また、入所者の心身の安全と人権の保護に努めるとともに権利擁護に対する意識を高めるため、職員研修を実施した。

令和4年度虐待受付数 0件

○苦情解決委員会第三者委員及び虐待防止第三者委員

平 間 恵 美（NPO法人はちのへ未来ネット代表理事）

松 井 敬 子（八戸市東地区民生委員児童委員協議会会長）

石 藤 奈保子（元八戸市東地区民生委員児童委員協議会主任児童委員）

5 施設サービス評価

- (1) 入所者が個人として尊重され、健康で豊かな生活を送れるよう、施設が行うサービスについて自己評価し、改善すべき課題を明確にした。
- (2) 毎月、福祉オンブズマンの活動を通して、入所者の意見を聴取するとともに、入所者の権利擁護の視点から評価を受け、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 防災設備等を定期的に点検するとともに、消防署の指導のもと、いちい寮独自に防災訓練を実施したほか、うみねこ塾との合同防災訓練を行い、防災意識の向上に努めた。
- (2) 事業継続計画(BCP)について、各職員の理解を深めるための研修を行った。また、随時、災害時用の備蓄品の確認及び補充を行った。
- (3) 入所者の所在不明や交通事故等を防止するため、状況把握を十分に行い、安全確保に努めた。
- (4) 施設内において事故が発生した際には、速やかに会議を開催し、事故の検証及び再発防止に努めた。また、虐待・事故防止委員会を中心に、事故防止に向けた啓発活動を行った。

- (5) 不審者の侵入に備え、警察署の指導のもと、うみねこ塾との合同不審者対応避難訓練を実施し、施設間の連携と防犯意識の向上に努めた。
- (6) 公用車を運転する職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告する等、事故防止に努めた。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受入れ

新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、ボランティアの受入れは行わなかった。

(2) 実習生の受入れ

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環として、実習生の受入れは行わなかった。

(3) 地域との交流

9月15日、事前に町内会に周知した上で打ち上げ花火を実施した。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
八戸市中央卸売市場協力会	みかん 1箱 リンゴジュース 60本 鉢植えの花 1鉢	—	令和4年12月23日
匿名	現金	100,000円	令和5年1月31日

9 業務体制 (定員60人)

○人員に関する配置基準 (指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第4条)

基準合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	理学療法士	作業療法士	嘱託医
23	1	1	20				1

○職員配置

配置合計	施設長	サービス管理責任者	生活支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医	用務員
51	1	1	40	1	1	1	(2)	4

※()は委託

10 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

○年代別状況

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0	4	7	7	5	9	1	33
女性	0	2	5	2	8	6	0	23
合計	0	6	12	9	13	15	1	56

○障害支援区分別状況

	未判定	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
男性	0	0	0	0	3	8	22	33
女性	0	0	0	0	6	7	10	23
合計	0	0	0	0	9	15	32	56

いちい寮〔短期入所事業〕

〔定員〕 2名
 〔設置認可年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、施設への短期入所（原則月7日）を必要とする障害者等に対し、入浴・排泄又は食事等の介護や日常生活上の支援を提供する。
- (2) 利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、必要な支援を適切に行う。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
 入浴・食事・排泄等、一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供した。
- (2) 給食管理
 利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士が作成した献立表に基づき提供した。
- (3) 相談及び援助
 利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言を行った。

3 健康管理

利用者の健康に配慮するとともに、定時にバイタルサインチェックを行う体制の確立及び非常時における家族との連絡体制の強化を図った。

4 苦情への対応及び虐待防止

- (1) 苦情への対応
 いちい寮同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情受付数 0件

- (2) 虐待防止

いちい寮同様に、いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止及び利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和4年度虐待受付数 0件

5 業務体制

いちい寮と共通のため省略

6 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

利用契約者数 31名（男性17人 女性14人）
令和4年度新規契約者数 1名（男性0人 女性1人）

7 利用状況（令和5年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数	0	0	3	2	2	2	2	2	4	4	2	4	27
延利用日数	0	0	22	10	16	17	17	12	21	23	16	26	180

※コロナ感染対策による休業期間：4月1日～5月31日、7月5～15日、11月22～30日（延べ81日）

いちい寮〔共同生活援助事業〕

〔実施施設〕 ハウス元気アップ
〔バックアップ施設〕 障害者支援施設いちい寮
〔所在地〕 ハウス元気アップ1 八戸市大字是川字新田 17-16
八重坂市営住宅A 1棟 13号・14号・19号・20号
ハウス元気アップ2 八戸市大字是川字新田 14-1
八重坂市営住宅B 2棟 10号・18号・19号・20号
〔定員〕 ハウス元気アップ1 6名
ハウス元気アップ2 6名
〔事業開始年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況及び置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談その他日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

サービス内容

- ①共同生活援助計画の作成
生活の場や職場等の環境を考慮し、包括的な援助計画を作成した。
- ②利用者に対する相談
職場における不安や悩みについて傾聴し、相談に応じた。
- ③食事の提供
個々の嗜好に合わせ、世話人による1日2食（朝・夕）の食事を提供した。
- ④健康管理及び金銭管理の援助
健康管理については、日常的な体調管理指導の他、体調不良時の通院の付き添いを行った。
また、金銭管理にあたっては、日々の小遣いの使用方法について、レシートを活用し、計画的にお金を使うよう助言した。
- ⑤余暇活動の支援
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、日帰り旅行や買い物同行を行った。
また、ホーム内での活動として、ミニパーティーを開催した。
- ⑥緊急時の対応

非常時には、いちい寮のバックアップ施設職員が対応できるよう体制の強化を図った。

⑦職場等との連絡及び調整

利用者が意欲を持って働けるよう、職場等との連絡及び調整を行った。

⑧その他日常生活に必要な援助

週1回以上の定期訪問を行い、居室の掃除や身だしなみについて助言した。また、物品購入や各種手続き等、利用者からの申し出を受けて必要に応じ代行した。さらに、年2回大掃除を実施し、不要物品の処分や衣類整理、寝具交換等を行った。

⑨外部サービスの利用

居宅介護事業所と契約し、必要な時に必要なサービスを利用できるよう体制を整えた。

3 苦情への対応

いちい寮同様に、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、第三者委員への報告会（現状報告、情報交換等）を実施した。

令和4年度苦情受付数 0件

4 施設サービス評価

個人として尊重され、利用者が健康で豊かな生活を送れるよう、事業所が行うサービスについて自己評価し、改善すべき課題を明確にした。

5 安全管理

- (1) 世話人とバックアップ施設職員合同による避難訓練を実施し、防災意識の向上に努めた。
- (2) 火災発生時に被害を最小限に抑えるため、住居内の消防設備点検を行った。
- (3) 公用車を運転する職員に対し、運転前後に検知器を用いたアルコールチェックを行い、また、その記録を安全運転管理者に報告する等、事故防止に努めた。

6 年間行事の実施状況

月	日	行事内容	場所
6	15	避難訓練	グループホーム内
7	21	女子利用者レクリエーション（ドライブ） ※男子は新型コロナウイルス感染症対応につき中止	市内
9	11・18	女子グループホーム内大掃除①	グループホーム内
	14	男子グループホーム内大掃除①	グループホーム内
10	16	男子利用者日帰り旅行	南郷道の駅
	30	女子利用者日帰り旅行	イオン下田
11	16	避難訓練	グループホーム内
12	11	男子利用者レクリエーション（ホームパーティー）	グループホーム内
	18	女子利用者レクリエーション（ホームパーティー）	グループホーム内
2	15	男子グループホーム内大掃除②	グループホーム内
2	15・19	女子グループホーム内大掃除②	グループホーム内

※毎月1回行ったもの 利用者自治会

7 業務体制

○人員に関する配置基準

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 208 条)

基準合計	管理者	サービス管理責任者	世話人
4	1	1	2

○職員配置

基準合計	管理者	サービス管理責任者	世話人
4	[1]	[1]	(2)

※[]は兼務、()は委託、その他バックアップ施設いらい寮担当職員 男女各 4 名

8 利用者の状況 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

○年代別状況

	40代	50代	60代	70代	合計
男性	0	1	3	1	5
女性	3	0	3	0	6
合計	3	1	6	1	11

○障害支援区分別状況

	未判定	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
男性	2	2	1	0	0	5
女性	4	1	1	0	0	6
合計	6	3	2	0	0	11

いらい寮〔特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業〕

〔事業開始年月日〕 平成 25 年 4 月 1 日

1 事業運営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう相談に応じ、支援を行う。
- (2) 相談支援事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者及び医療機関等との連携を図るとともに、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に配慮する。

2 事業の内容

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (3) サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価
- (4) 継続的なモニタリング

3 苦情への対応

苦情受付窓口を設置し、利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

4 業務体制

○人員に関する配置基準

指定計画相談支援の事業（指定障害児相談支援）の人員及び運営に関する基準
第3条及び第4条

基準合計	管理者	相談支援専門員
2	1	1

○職員配置

配置合計	管理者	相談支援専門員
[4]	[1]	[3]

※ [] は兼務

5 計画・相談等の状況（令和5年3月31日現在）

事業の種類	計画・相談	モニタリング	件数合計
特定相談支援（障害者）	21	80	101
障害児相談支援	0	0	0

いちい寮〔日中一時支援事業〕

〔定員〕 若干名
〔設置認可年月日〕 平成20年4月1日

1 事業運営の基本方針

- (1) 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会を提供するため、障害者等を一時的に受け入れ障害者等の日中における活動の場を提供する。
- (2) 利用者の意思や人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 利用者の処遇

- (1) 生活支援等
入浴・食事・排泄等、一人ひとりの利用者の心身の状況に応じ、適切なサービスを提供した。
- (2) 給食管理
利用者の栄養並びに健康状態及び嗜好を考慮し、栄養士の作成した献立表に基づき提供した。
- (3) 相談及び援助
利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに必要な助言を行った。

3 健康管理

利用者の健康に配慮するとともに、定時にバイタルサインチェックを行う体制の確立及び非常時における家族との連絡体制の強化を図った。

4 苦情への対応

(1) 苦情への対応

いちい寮同様に、施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

令和4年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

いちい寮同様に、いちい寮及びハウス元気アップ虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待防止及び利用者の人権を保護するための体制を整備した。

令和4年度虐待受付数 0件

5 業務体制

いちい寮と共通のため省略

6 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

利用者契約者数 21名（男性12名 女性9名）

令和4年度新規契約者数 なし

7 利用状況（令和5年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延利用者数	0	0	1	1	0	0	1	0	1	1	0	1	6
延利用時間	0	0	4	36	0	0	9	0	9	18	0	9	85

※コロナ感染対策による休業期間：4月1日～5月31日、7月5～15日、11月22～30日（延べ81日）

長 生 園

〔施設の種類〕 養護老人ホーム
〔定員〕 50人
〔所在地〕 八戸市大字是川字状森33番地
〔建設年月日〕 平成4年11月1日
〔事業開始年月日〕 平成21年4月1日
〔施設の概要〕 敷地 11,931 m² 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積 2,948.96 m² 機械室 12.3 m²

1 事業運営の基本方針

- (1) 入所者がその能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、指導、訓練及び援助を行う。
- (2) 熱意及び能力を有する職員の育成に努め、常に入所者の意思と人格を尊重しながら、その立場に立った適切な処遇に努める。
- (3) 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。

(4) 老人福祉を増進する事業を行う他の事業者との連携に努める。

【4年度重点目標・新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
高齢者支援センターの訪問などを実施し、長生園の周知に努めるとともに、自治体との連携を深めることで、入所が必要な高齢者の入所申し込みに繋げる。	市内の高齢者支援センター8か所を訪問し、措置の現状説明や情報交換を行ったことで、入所相談が5件あり、うち2名が入所に繋がった。 また、八戸市と措置に関する協議や情報交換を行うとともに、近隣市町村の担当者と連絡を取りあい連携を深め、さらに11名の入所に繋がった。 そのほか、県内の養護老人ホーム2施設を訪問するなどし、入所等に関する情報交換を行った。
感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して安定的・継続的に生活の場が提供できるよう業務継続計画(施設系)を策定する。	昨年度発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターの経験を踏まえ、感染症と自然災害の業務継続計画を策定した。策定した二つの業務継続計画について、内部研修を開催し、感染症や非常災害の発生時における入所者支援を安定的・継続的に行うことができるよう、職員間で内容や方法を共有し、理解を深めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援

- ① 入所者の心身の状況及び有する能力に応じ、自立した日常生活を営むための処遇計画を作成し、その計画に基づき、入所者の状態に合わせた支援を行った。また、心身の状況等に変化がみられた場合などには、必要に応じて処遇計画を見直した。
- ② 入所者の介護ニーズに対応するため、居宅介護支援事業所と連携し、必要なサービスが利用できるよう支援した。
- ③ 入所者個々の残存機能に合わせた生活リハビリを取り入れ、できることは自分で取り組めるよう支援した。
- ④ 入所者の自主的な園内の歩行運動を促すとともに、歩行運動が継続できるよう、運動する毎に歩行シートにシールを貼り、実施状況が自分で確認できるようにするなど、入所者の身体機能の維持・向上に努めた。
- ⑤ 認知症者への対応力を強化するため、認知症介護実践研修修了者を講師とする内部研修を実施し、知識や技術の向上を図った。
- ⑥ 聴覚障がい者に対し、手話や身振りによるコミュニケーションを図るとともに、障害に関する知識の習得に努めた。
- ⑦ 定期的に電話や手紙等で入所者の状況等を家族へ伝え、緊急時等の連絡・協力体制の確保に努めた。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策として、園内行事への入所者家族の招待を控えたため、行事での入所者の様子を電話や手紙で家族に伝えるなどの近況報告を行った。
- ⑨ 園内菜園での野菜作りや園芸作業を実施し、入所者の生きがい作りに努めた。
- ⑩ 介護度の重度化など身体機能の低下が著しい入所者については、家族と連絡をとり、介護保険施設等への移行の助言、支援を行った。
- ⑪ お花見などの四季の行事をはじめ、ブルーベリー狩りや地域文化教室、オンライン映画上映会などのレクリエーションを実施し、余暇活動の充実を図った。
- ⑫ おやつ作りを実施し、「つくる喜び」「できる喜び」「たべる喜び」を感じていただき、入所者の生活意欲の増進を図った。
- ⑬ 居室内の掃除や防臭・整理整頓・換気を行うとともに、入所者の身体や着衣・寝具等の清潔保持に努めた。また、気候にあった服装や衣類調整を入所者に助言し、健康管理に努めた。
- ⑭ 入所者からの依頼により、金銭管理を行うとともに、通帳や印章などを園で保管した。

⑮ 支援員会議を定期的に開催し、入所者に関する情報共有や支援業務の見直しなどを行い、入所者の生活支援強化に努めた。

(2) 給食管理

- ① 季節の食材、地元食材又は園内の菜園で採れた食材を使うとともに、行事食、バイキング食などを組み入れた献立を作成し、入所者の食欲の維持・増進に努めた。
- ② 入所者の健康状態に応じた栄養ケア計画書を作成し、栄養バランスの良い食事を提供することにより、入所者の健康維持に努めた。
- ③ 年2回の嗜好調査及び3食毎の残菜調査を実施し、入所者の嗜好に合った食事提供と咀嚼状態に合わせた食事形態の改善を行った。
- ④ 身体機能の低下等により、自分で食事を摂取することが困難な入所者に対し、状態に応じた介護用食器を取り入れることにより、自立性を高め、食べることへの意欲に繋げた。
- ⑤ 給食委託業者と定期的な会議を開催し、連携を密にすることにより、刻み食やソフト食等、入所者のニーズに柔軟に対応した食事提供に努めた。
- ⑥ 給食委託業者が発注する食材の品質管理を行うとともに、HACCPに沿った衛生管理が円滑に実施できるよう、連携を密にし、入所者へ良質で安全な食事を提供した。
- ⑦ 令和5年度以降の給食業務委託業者を選定するため、プロポーザル方式による審査を実施した。

(3) 環境整備

- ① ボイラーや空調機器、ナースコール、消防設備等により、入所者が安全で快適に生活できる環境を整えた。
- ② 敷地内の雑草を駆除することにより、園内の生活環境の保全に努めた。
- ③ 日常の清掃に加え、施設内の大掃除を年3回実施し、清潔な環境の維持に努めた。

3 健康管理・疾病予防

- (1) 嘱託医による健診日には、入所者の健康状態の報告と相談を行った。また、かかりつけ医と連携し、疾病の早期発見と早期対応に努めたほか、必要に応じて医療機関への受診介助を行った。
- (2) 5月と11月に入所者の健康診断を実施し、検診の結果を嘱託医及びかかりつけ医へ報告し、疾病の早期発見に繋げた。
- (3) 認知症に関する研修に参加し、研修で得た知識を職員間で共有するとともに、知識と技術の向上に努めた。
- (4) 職員間で入所者の身体状況を共有するとともに、重篤な病状が発症した場合の対応が速やかにできるよう内部研修を実施した。
- (5) 入所者が利用するデイサービス事業所との連携を図り、入所者の情報を共有するなど、良好な健康状態の維持に努めた。
- (6) 与薬マニュアルについての研修会を開催し、職員に対しマニュアルの周知を図り、入所者への与薬が適切かつ確実に行われるようにした。
- (7) 入所者及び職員を対象とした歯科衛生士による口腔ケア講話会を開催し、口腔ケアの重要性についての理解を深めた。
- (8) 新型コロナウイルス感染症拡大により、歯科医師の訪問による歯科検診は実施できなかったため、必要に応じ歯科受診した。
- (9) 入所者を対象にインフルエンザについての講話会を実施し、症状や予防の重要性を説明した。11月には、入所者及び職員を対象に、インフルエンザ予防接種を実施した。
- (10) 熱中症対策として、入所者に対して涼しい服装やこまめな水分補給、冷房設備が整った場所への移動を呼びかけるとともに、熱中症の症状がないか入所者の様子を観察するなど、熱中症予防に努めた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、入所者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、入所者及び家族への周知を図った。

なお、第三者委員への苦情の受付件数等の報告は、書面で行った。

令和4年度苦情受付数 1件

○第三者委員

下 舘 敏 (是川振興会会長)

野 澤 壽 代 (是川地区民生委員主任児童委員)

前 田 恵美子 (長者地区天狗沢・番屋・鴨平・土橋民生委員)

(2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化

長生園虐待防止委員会設置要綱及び長生園身体拘束等の適正化のための指針に基づき、虐待防止委員会を開催したほか、自己評価を実施し、入所者の心身の安全と尊厳の保持に努めた。

5 施設サービス評価

入所者を個人として尊重し、常に入所者本位で対応するため、施設が行うサービスについて自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 暖房・給湯設備やナースコール、消防設備、通信機器の定期的な保守点検や自主点検を行い、不良箇所を早期発見し、適切な修繕を施すことで安全管理に努めた。
- (2) 手すりや椅子、食堂のテーブルを定期的に点検し、入所者が安全に使用できる環境を整えた。
- (3) 事故防止委員会を定期的に開催し、事故原因の分析や防止策を検討するとともに、防止策について職員間で共有し対応することで、入所者の事故防止に努めた。
- (4) 全ての職員が危機管理マニュアルを熟知するとともに、マニュアルを適宜見直し、非常時に適切に対応できるよう努めた。
- (5) 入所者の安全を確保するため、地震発生時の訓練を1回、火災発生時の訓練を2回（うち夜間を想定した訓練1回）、土砂災害・風水害発生時の訓練を1回行った。
- (6) 3日分の非常食(食糧と水)、衛生用品・防災セットを備蓄し、非常災害に備えた。
- (7) 栄養士及び厨房職員を対象に、毎月1回(赤痢菌、腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス菌)の検便と、10月から3月までの6か月間は、ノロウイルスの検便を実施し、食の安全確保に努めた。
- (8) 感染症対策委員会を定期的に開催するとともに、職員・入所者・厨房職員に対して、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染予防の研修などを実施し、感染対策の徹底を図った。
- (9) 新型コロナウイルス・ノロウイルス等の感染症予防や発生時の感染拡大防止のため、衛生用品や使い捨て食器等の必要物品を備蓄した。また、汚染区域で使用する個人防護具の正しい着脱方法についての研修を開催し感染予防の徹底を図った。
- (10) 感染症や非常災害が発生した場合でも、入所者に対して安定的・継続的に生活の場が提供できるよう業務継続計画（施設系）を策定した。

7 地域貢献・地域との交流等

- (1) 地域の高齢者支援センターが主催する介護予防教室に職員を派遣した。
- (2) 学生等の施設見学を受け入れ、入所者援助に係る知識や専門知識の取得の機会を提供した。
- (3) 町内会等の地域団体を通して、地域住民に対し、園行事におけるボランティア活動への参加を呼びかけた。

- (4) 地域の中高齢者に雇用の場を提供するとともに、介護に関する理解を深めていただくため、介護の仕事について説明会を開催し、意欲のある地域住民3名を介護サポーターとして採用した。
- (5) 新型コロナウイルス感染症予防により、入所者の地域の行事等への参加や収穫祭など園内行事への住民の招待は控えた。
- (6) 地域との交流・連携等

○慰問

月	日	内 容
5	17	南部昔っこ なんとってせっちゃん訪問

○是川・中居林地区の介護予防教室

月	日	実 施 内 容
10	25	石手洗・中居林地区介護予防教室（中居林コミュニティーセンター）
	26	是川地区介護予防教室（是川・風張地区集会所）
2	18	石手洗地区介護予防教室（石手洗生活館） 講師として職員を派遣

○地域との交流

月	日	内 容
4	12	是川地区民生委員協議会出席
6	7	是川地区民生委員協議会出席
8	6・7	是川住民へ協力を依頼し、当園敷地内の草刈りを実施
10	14	是川住民へ協力を依頼し、当園敷地内の草刈りを実施
11	13	八戸市立是川公民館創立 50 周年記念式典出席
	18	社会福祉施設見学の受入（八戸学院大学短期大学部）

8 年間行事の実施状況

※定期的に行ったもの 誕生会、バイキング食、畑作業、園芸作業

9 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金 額	受領年月日
富士産業株式会社	薬用入浴剤 15 箱	—	令和 4 年 9 月 20 日
八戸南ロータリークラブ	現金	10,000 円	令和 4 年 10 月 31 日
富士産業株式会社	薬用入浴剤 15 箱	—	令和 4 年 12 月 26 日
匿名	オムツ類	—	令和 5 年 1 月 23 日
匿名	壺 2 個	—	令和 5 年 2 月 14 日
橘 千也	絵画等 9 枚	—	令和 5 年 2 月 14 日

10 業務体制

○人員に関する配置基準（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 12 条）

基準合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
11	1	1	1	1	3	1	1	1	1

○職員配置

配置合計	施設長	主任生活相談員	生活相談員	主任支援員	支援員	看護師	栄養士	事務員	嘱託医
15	1	1	1	1	7	1	1	1	1

11 入所者の状況（令和5年3月31日現在）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
入所	3	1	3	0	1	0	1	3	1	0	0	0	13
退所	1	2	2	1	0	1	0	0	2	0	0	1	10
現員数	47	46	47	46	47	46	47	50	49	49	49	48	
入所率(%)	94	92	94	92	94	92	94	100	98	98	98	96	平均95

長生園〔老人デイサービス事業〕

- 〔事業所名〕 長生園デイサービスセンター
 〔定員〕 18人
 〔事業開始年月日〕 平成10年4月1日 デイサービス事業開始
 平成28年4月1日 指定地域密着通所介護事業
 平成28年10月1日 通所型サービス事業(介護予防通所介護相当)

1 事業運営の基本方針

- (1) 要介護状態等の利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じて自立した日常生活が継続できるよう、必要な世話及び機能訓練を行い、社会的孤立感の解消と心身の機能の維持を図る。
- (2) 利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

【4年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
介護ソフトの見直しにより、利用者情報の共有化や業務の効率化を図るとともに、利用者の生活の質の向上に資する介護サービスの提供体制を整備する。	令和5年1月に新たな介護ソフトを導入し、試験稼働を開始した。介護ソフトの運用体制や業務フローの見直しを行うことで、職員間での利用者情報の共有化や介護記録の記録時間の削減など業務の効率化が図られる見通しがつき、利用者の生活の質の向上に資する介護サービスの提供体制づくりに努めた。
感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画(通所系)を策定する。	昨年度、同一施設内で発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターの経験を踏まえ、感染症と自然災害の業務継続計画を策定した。策定した二つの業務継続計画についての内部研修を開催し、感染症や非常災害の発生時の対応手順等を全職員に周知した。

<p>外部研修受講者の理解度の深化と均質なサービス提供を図るため、受講者は、事前に研修計画を立て、受講後は内部研修の講師を務めるとともに、内部研修参加者は、研修内容の業務での活用を検討する。</p>	<p>各種外部研修の内容を内部研修において全職員へ周知し、理解を深めた。特に、認知症介護実践者研修修了者を講師とした認知症の研修では、事例検討会を行い、サービスの質の向上を図った。 また、看護師が受講した褥瘡に関する内部研修を開催し、看護面の知識の習得にも努めた。</p>
---	--

2 利用者の処遇

(1) サービス内容

- ① 営業日 月曜日～土曜日（日曜日・12月31日～1月3日は休業）
- ② 営業時間 午前8時15分～午後5時
- ③ 提供時間 午前9時30分～午後3時30分（12月～2月は午後3時まで）
- ④ 利用料 指定地域密着型通所介護事業等、法定代理受領サービスの利用者は、介護保険負担割合証に定める割合の額（1割、2割又は3割）
- ⑤ 食事代 550円／日
- ⑥ レクリエーション費用及びクラブ活動費等 各自実費負担

(2) 実施状況

①介護サービス

介護支援専門員が作成した「居宅サービス計画書」に基づき、「地域密着型通所介護計画書」などを作成し、利用者や家族のニーズに応じた介護サービスを提供した。全ての職員が利用者を適切に介助できるよう、個別ケアマニュアル(基本情報・ADL情報・ケア内容)を作成したほか、毎朝のミーティングにおいて、利用者の介助に関する留意点等を確認し、心身状況に応じた介護サービスを提供した。

また、3か月毎に、「機能訓練実施報告書」を居宅介護支援事業所へ提出するなど、介護支援専門員との情報共有を図ったほか、送迎時に家族と情報交換を行った。

②健康状態の確認

送迎時や来所時、普段と様子が違うと感じた時は、利用者の体温、血圧測定等を行い、健康状態を確認したほか、受診状況や内服薬等の確認を行った。

また、家族及び介護支援専門員と情報を共有し、体調不良の早期発見、早期対応に努めた。

③入浴サービス

利用者の状態に応じて一般浴、特殊浴槽、シャワー浴、清拭を使い分けるなど、身体に負担が掛からない安全・快適な入浴サービスを提供した。5月はしょうぶ湯、12月は柚子湯を提供し、心身のリラクゼーションを図った。

④日常生活訓練

可能な限り居宅での日常生活が継続できるよう、入浴時の着脱動作や排泄動作などの訓練のほか、必要に応じて自助具等を活用した訓練など、日常生活に必要な基本動作訓練を行った。

⑤給食サービス

新規利用時及び年2回の嗜好調査を実施したほか、食事の摂取状態を確認し、利用者の状態に応じた介護用食器や食形態で食事を提供した。

また、4月は花見弁当、7月は納涼お食事会を開催するなど旬の食材を提供し、食欲の維持増進を図った。

⑥送迎

車両の出発前点検を確実に実施し、車両の不具合の早期発見、早期対応に努めた。利用者の身体機能、自宅までのルート、注意事項等を確認し、身体に負担が掛からない送迎時間を設定するなど、利用者宅と施設間の送迎を安全に行った。

また、利用者の状態等を職員間で共有し、必要に応じて福祉用具を活用するなど、安全な乗

降介助を行った。

⑦生活相談

利用者やその家族に対して、担当介護支援専門員と連携し、利用者の状態に応じた介助方法等についての助言を行った。

⑧リハビリテーション・レクリエーション活動

楽しみながら体を動かすことができる軽体操を実施し、心身機能の維持向上に努めた。壁画制作やカレンダー制作等のほか、脳トレーニングを実施し、認知機能の低下防止に努めた。

スイカやじゃがいも等の園芸作業、干し柿づくり、ショッピング、紅葉ドライブ、初詣など季節感を感じられる屋内外のレクリエーションを実施し、生活の質の向上に努めた。

⑨口腔ケア

食事前の口腔体操を実施したほか、食事後の口腔洗浄を支援し、口腔機能の維持向上に努めた。

⑩機能訓練

対象となる利用者の「個別機能訓練計画書」を作成し、プログラムに基づいた訓練を実施するとともに、3か月毎に評価を行うなど、持続可能な訓練を実施した。

3 運営推進会議

(1) 運営推進会議委員

石橋 恒 則 (八戸市立是川公民館館長)
水越 裕 一 (是川地区社会福祉協議会会長)
後村 武 久 (是川地区民生委員児童委員協議会会長)
大坂 洋一郎 (利用者代表)
高奥 佳代子 (是川・中居林地区高齢者支援センター管理者)

(2) 開催日時・議題・出席者

新型コロナウイルス感染症対策のため、5月は書面での開催とした。

開催日	議 題	出 席 者
5月18日	・利用者の状況及び活動報告について ・利用者・家族からの要望及び苦情について ・ヒヤリハット、事故報告について ・職員研修について ・新型コロナウイルス感染予防対策について ・意見・要望について	石橋 恒則 委員 水越 裕一 委員 後村 武久 委員 大坂洋一郎 委員 高奥佳代子 委員 5名
11月16日	・利用者の状況及び活動報告について ・利用者・家族からの要望及び苦情について ・ヒヤリハット、事故報告について ・職員研修について ・意見・要望について	石橋 恒則 委員 水越 裕一 委員 後村 武久 委員 大坂洋一郎 委員 4名

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、利用者及び家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みを掲示し、周知を図った。

なお、第三者委員への苦情の受付件数等の報告は、書面で行った。

令和4年度苦情受付数 0件

○第三者委員

下 舘 敏 (風張町内会会長)
 野 澤 壽 代 (是川地区民生委員主任児童委員)
 前 田 恵美子 (長者地区・天狗沢・番屋・鴨平・土橋地区民生委員)

(2) 虐待防止

長生園虐待防止委員会設置要綱に基づき、虐待防止委員会を開催したほか、虐待防止のための自己評価を実施し、利用者の心身の安全と尊厳の保持に努めた。

5 施設サービス評価

事業所が行うサービスについて、自己評価を行い、改善すべき課題を明確にし、サービスの質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者に対して必要な介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画(BCP)を策定した。
- (2) 感染症対策委員会を定期的開催するとともに、職員・利用者に対して、食中毒・ノロウイルス・インフルエンザの感染予防に関するDVDを視聴させたほか、手洗い指導を計画的に行い、感染予防に努めた。
- (3) 地震、土砂災害・風水害発生時の対応マニュアルに基づいた防災訓練の計画を立て、避難訓練を行ったほか、地震に備え職員を対象とした訓練を行った。
- (4) 事故、災害等が発生した場合は、利用者の安全を最優先し、危機管理マニュアルに基づき、速やかに緊急連絡先へ連絡する等の必要な対策をとることとし、事故、災害等に備えた。
- (5) 送迎時のルートや危険個所等の状況把握とともに、送迎マニュアルの見直しを行い、職員間での情報共有や職員の体調確認などにより、事故防止に努めた。
- (6) 施設の設備機器について、委託業者による保守点検や自主点検により、不良個所の早期発見に努め、適切な修繕等を施した。
 また、シルバーカー等の福祉用具や簡易式ベッド、椅子等備品の点検を行い、利用者が安全に利用できる環境作りに努めた。
- (7) サービス提供前に、施設内の環境整備や福祉用具等の備品の安全確認を行い、利用者の事故防止に努めた。
- (8) 利用者の送迎を安全に行うため、送迎車両の日常点検や定期点検整備を実施した。
- (9) 送迎時には、ルートや危険個所等の状況把握を十分に行うほか、職員の体調確認を十分に行い、事故防止に努めた。
- (10) 「長生園事故発生の防止及び発生時の対応の指針」に基づき、事故防止委員会及び事故評価会議を設置するとともに、研修を受講した安全対策担当者を置き、事故防止に努めた。
 事故評価会議では、安全対策担当者が中心となって再発防止案の検討及び評価を行い、それを基に事故防止委員会で事故原因の分析、再発防止策の検討、職員への周知を行った。
- (11) 個人情報の使用にあたっては、利用者やその家族等のプライバシーの保護に万全を期すため、個人情報の保護に関する要綱及び個人情報保護に関するマニュアルに基づき、利用者やその家族に対して利用目的を明確にし、同意書を得た上で必要最低限の範囲で個人情報を収集・使用した。

7 地域貢献・地域社会との交流等

- (1) ボランティア (八戸市シニアはつらつポイント会員)の受け入れ 実績なし
- (2) 実習生の受け入れ 実績なし
- (3) 地域との交流・連携等 実績なし
- (4) 是川地区民生委員定例会 毎月参加
- (5) 地域ケア会議 個別会議

月	日	内 容
---	---	-----

6	15	栄養管理、道路状況により活動量が低下している高齢者の支援について
---	----	----------------------------------

8 寄附の状況
実績なし

9 業務体制

○人員に関する配置基準

指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条・第21条

基準合計	管理者	生活相談員	介護員	看護師	機能訓練指導員
5	1	1	1	1	1

○職員配置

基準合計	管理者	生活相談員兼介護員	介護員	看護師兼機能訓練指導員
12	[1]	[4]	5	[2]

※ [] は兼務

10 利用者の状況（令和5年3月31日現在）

(1) サービス別利用状況

区分		計	月平均	1日平均	摘 要
延実施日数		308	—	—	
延利用人数		3,410	284	11.0	
サービス別 利用人数	入 浴	3,410	284	11.0	
	給 食	3,410	284	11.0	
	生活指導	3,410	284	11.0	
	健康状態確認	3,410	284	11.0	
	日常動作訓練	3,410	284	11.0	
送 迎		2,260	188	7.3	

※コロナ感染対策による休業期間：8月31日～9月1日（2日間）

浩々学園

〔施設の種類〕 児童養護施設
 〔定員〕 30人（本園・分園）
 〔所在地〕 八戸市根城七丁目8番46号
 〔建設年月日〕 昭和47年3月31日
 〔事業開始年月日〕 平成21年4月1日
 〔施設の概要〕 敷地 3,564.19㎡ 鉄筋コンクリート造平屋建
 延床面積 762.27㎡ 物置 20.15㎡

〔分園の名称〕 分園型小規模グループホーム「そだちの木」
 〔入所児童数〕 6人
 〔所在地〕 八戸市根城八丁目8番39号
 〔事業開始年月日〕 令和3年11月1日
 〔施設の概要〕 鉄筋コンクリート造2階建
 延床面積 216.51㎡（1階の1部及び2階部分）

1 事業運営の基本方針

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する。

【4年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
導入した児童支援記録システムを活用し情報を一元化することにより共有と記録業務の効率化を図る。 また、健康記録や家族交流記録などを管理し、必要な情報を必要な時に引き出すことにより業務を円滑に実施し、サービスの質の向上に努める。	システム導入により、本園と分園とで職員が行き来せずとも情報共有が可能となったほか、ケース記録の作成時間が短縮されたことから、児童とのコミュニケーション時間を増やし、情緒の安定に努めた。 また、既往歴や家族情報等を管理することで、関係機関との情報共有を円滑に行うことができた。
本園施設の小規模化を見据え、園内の個室化を進めるなど入所児童の環境整備に努める。	居室一室を一時保護対応の部屋にしたことにより、家庭状況が複雑で利用期間が長い一時保護児童に対応することができた。
給食業務の委託化に伴い、委託業者との定期的な会議を実施し、連絡を密にすることにより連携して子ども達への安心・安全な給食の提供に努める。	給食委託業者と定期的に会議を行い、入所児童の食欲の維持又は増進に繋がる料理の工夫やHACCPの基準に沿った衛生管理について確認するなど、安心・安全な給食の提供に努めた。

2 入所者の処遇

(1) 生活支援等

- ① 衣料は、各自の状況により必要に応じて支給し、また、その補修・洗濯に留意し、常に被服、寝具、下着類の衛生的な着用に努めた。
- ② 生活指導については、規則正しい生活の習慣が身に着くよう留意するとともに、身体の諸機能、知能及び情操等の発達を促し、将来自立した生活を営むことができるよう買物、調理実習などを経験させた。
- ③ テレビ、楽器、遊具、運動用具及び図書等を備え付けたほか、新型コロナウイルス感染防止に努めながら、夕涼み会、収穫祭、その他レクリエーションなどを催し、入所児童の健全育成に努めた。

- ④ 学習指導員を配置し、入所児童の適性、能力等に応じた学習支援を行うとともに、職業指導について、児童が在籍する学校と連携し、適切な相談、助言、情報等の提供に努めた。
- ⑤ 児童相談所と連携して家庭との連絡調整を行い、家庭への一時帰宅など、段階を踏みながら親子関係の再構築を図った。
また、一時帰宅時の様子や園内での様子を伝え合い、児童の生活環境の調整に努めた。
さらに、高校卒業を迎える児童に対しては、就職支援、住宅支援などの自立支援を行い、退所した児童については電話相談等を行った。

(2) 給食管理

- ① 給食は、年に1回の嗜好調査を実施したほか、2週間ごとに季節の食材を取り入れた献立表を作成するなど魅力ある食事の提供に努めた。
- ② 委託業者と栄養士が定期的に会議を開催し、HACCPの手法に基づく衛生管理を確認しながら安心・安全な食事の提供に努めた。

3 健康管理

- (1) 常に身体の清潔に留意し、週3回以上の日を定めて、身体に支障がない限り入浴させたほか、シャワーについては、随時使用させた。
- (2) 健康診断は、年2回内科検診、歯科検診を行い、異常がある児童については、医師の指示に従い受診させた。

4 苦情への対応及び虐待防止

(1) 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、児童及び保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、前年度に引き続き、第三者委員への報告会（現況報告・情報交換）を実施した。

令和4年度苦情受付数 0件

(2) 虐待防止

浩々学園虐待防止対応要綱に基づき、虐待防止対応責任者及び虐待防止受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、虐待を防止するための体制を整備した。

また、児童の心身の安全と人権の保護に努めた。

令和4年度虐待受付数 0件

○第三者委員

小松 史明 (元保護司)
鈴木 秀世 (元浩々学園園長)
赤石 和枝 (元小学校校長)

5 施設サービス評価

入所児童の健全育成のため、日常生活指導・施設の機能等について自己評価し、改善すべき課題を明確にして、今後の施設運営の質の向上を図った。

6 安全管理

- (1) 施設・設備の自主定期点検と保守管理に努めた。
- (2) 消防計画に基づき、年2回の総合防災訓練と毎月1回の避難訓練を実施した。
- (3) 防災機器、厨房ガス器具などの定期点検、整備を実施した。
- (4) 警察官立会いのもと、刺股を使用した不審者対策避難訓練を予定していたが、園内で新型コロナウイルスが発生したため、中止した。

- (5) 感染症や非常災害が発生した場合でも、入所児童に対し安定的・継続的に生活の場が提供できるよう業務継続計画(BCP)を策定した。

7 地域貢献・地域との交流等

(1) ボランティアの受け入れ

新型コロナウイルス感染防止のため、ボランティアの受け入れを中止した。

(2) 実習生の受け入れ

学生に行動記録を求めるなど学校と協力して感染予防に努め、保育士及び社会福祉士等の現場実習を受け入れ、福祉の人材育成に努めた。

所属等	実習内容	期間	人数
八戸学院大学	介護体験等	6月27日～7月1日	1
仙台白百合女子大学	保育実習	7月24日～7月22日	1
青森中央短期大学	保育実習	7月25日～8月5日	1
宮城学院女子大学	保育実習	8月15日～8月26日	2
東奥保育・福祉専門学校	保育実習	9月5日～9月22日	1
宮城誠真短期大学	保育実習	9月12日～9月23日	1
仙台こども専門学校	保育実習	9月26日～10月7日	1
盛岡大学短期大学部	保育実習	11月7日～11月18日	3
合計			11

(3) 地域との交流・連携等

新型コロナウイルスの影響により地域行事の中止が相次いだが、学校、児童相談所との情報交換を行い、昨年度に引き続き関係機関との連携を図った。

月	日	内容	場所
5	30	情報交換会(八戸児童相談所・七戸児童相談所)	園内
8	12	八戸児童相談所訪問調査受け入れ	園内
10	21	情報交換会(八戸児童相談所・七戸児童相談所)	園内
2	20	情報交換会(八戸児童相談所)	園内
3	7	情報交換会(小学校)	根城小学校
年10回		三水会(根城田面木地区青少年生活指導者協議会)	根城公民館

(4) 里親支援専門相談員を配置し、県内の里親及び里親会の支援に当たった。

里親委託対象児童支援 1件

里親支援専門相談員会議に出席したほか、里親への電話・面談にて相談業務を行った。

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
株式会社やまき三春屋	ランドセル6個	—	令和4年4月25日
匿名	現金	3,000円	令和4年5月13日
株式会社カワイスチール	お米券、図書カード等	101,400円	令和4年5月20日
川島 敏勝	現金	700,000円	令和4年6月22日
上村 靖助	商品券	100,000円	令和4年7月6日
福田 貴博	現金	10,000円	令和4年7月31日
三八五流通株式会社	八戸花火大会招待	—	令和4年8月21日
福田 貴博	現金	10,000円	令和4年9月4日
イトーヨーカ堂八戸沼館店	現金	11,230円	令和4年9月15日
株式会社フレーベル館	絵本18冊	—	令和4年10月1日
福田 貴博	現金	10,000円	令和4年10月2日
こどもはっち	スターズオンアイス招待	—	令和4年10月10日

三八五流通株式会社	八戸花火大会写真・額	—	令和4年10月28日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和4年11月 1日
根城 隆幸	現金	50,000 円	令和4年11月 7日
川村 和雄	現金	100,000 円	令和4年12月 1日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和4年12月 3日
大山 修市	現金	100,000 円	令和4年12月14日
株式会社NTTドコモ	現金	50,000 円	令和4年12月15日
一般財団法人児童養護施設財団	現金	60,000 円	令和4年12月16日
吉田 裕	現金	10,000 円	令和4年12月21日
山下 美実	現金	100,000 円	令和4年12月27日
株式会社竹正工務店	現金	300,000 円	令和4年12月28日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和4年12月29日
吉田 寿・祥子	現金	10,000 円	令和5年 1月15日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和5年 1月31日
匿名	現金	10,000 円	令和5年 2月 7日
イトーヨーカ堂八戸沼館店	現金	10,370 円	令和5年 2月13日
公益財団法人オリックス宮内財団	軽自動車 N-BOX 1 台	—	令和5年 2月16日
株式会社みちのく銀行	現金	100,000 円	令和5年 2月27日
一般財団法人児童養護施設財団	現金	50,000 円	令和5年 2月28日
福田 貴博	現金	10,000 円	令和5年 2月28日
東北遊技機商業協同組合	現金	50,000 円	令和5年 3月 7日
児童養護施設への無償 PC 贈呈企画 2022	デスクトップパソコン 1 式	—	令和5年 3月22日
個人・団体 87 件	食材、菓子、遊具、書籍、五月人形、 衣類、花火等		令和4年4月1日～ 令和5年3月31日

9 業務体制 (定員 30 人)

○人員に関する配置基準 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 42 条)

基準合計	施設長	保育士 児童指導員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	嘱託医
11	1	7	1	1	(1)

○職員配置

配置合計	施設長	保育士 児童指導員(補助含む)	個別対応職員	家庭支援専門相談員	事務員	嘱託医	夜間専門員	児童指導員 (学習指導担当)	栄養士	用務員
25	1	12	1	1	1	(2)	2	3	1	1

※()は委託

10 入所者の状況（令和5年3月31日現在）

区分	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
男子	1	2	4	1	8
女子	1	7	1	4	13
合計	2	9	5	5	21

※退所児童4人

小 菊 荘

〔施設の種類〕	母子生活支援施設		
〔定員〕	16世帯		
〔所在地〕	八戸市根城五丁目4番9号		
〔建設年月日〕	昭和48年3月31日(移転)		
〔事業開始年月日〕	平成21年4月1日		
〔施設の概要〕	敷地 1,570.48 m ²	鉄筋コンクリート造 2階建	
	延床面積 1,104.72 m ²	物置 54.00 m ²	

1 事業運営の基本方針

- (1) 母子を共に入所させ、その私生活を尊重しながら自立を促すため、家庭や稼働状況を踏まえながら就労、家庭生活、児童の養育に関する相談に応じ、助言、指導を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
- (2) 必要に応じ地域住民や地域団体等との交流に努める。

【4年度重点目標及び新規取組事項の実施状況】

重点目標・新規取組事項	実施状況
従来、正職員1名が入所全世帯の個別支援プログラムを作成してきたが、新たな自立支援計画書の様式を用い、臨時職員を含めた全職員が分担して作成する（担当制）よう変更する。ケース会議で担当職員から支援の方向性や内容を説明し、職員一人ひとりが同じ支援を提供できる体制を整える。	担当制を導入し、年2回実施している母子面談の内容を反映させた個別支援プログラムを作成するとともに、そのプログラムの内容や支援の方向性について、全職員が内容を理解し、統一した支援ができるよう努めた。
入所者に感染症対応について説明する機会を設ける。集団生活の中での感染対策の基礎知識、発生時の対応等について理解を深める。	毎月の常会において、入所者に手洗いの仕方などの基本的な感染対策や幼児が感染しやすい感染症について説明を行った。 また、感染症発生時には、入浴順などの対応について、その都度説明し、理解を求めた。
措置機関と連携を図り、定例会を継続して実施することで情報共有に努める。 また、引き続き八戸市との協議の場を設け、安定した施設運営に努める。	八戸市こども家庭相談室と月1回定例会を実施するとともに、その他の措置機関には、入所者の近況を月1回送付するなど、入所者に関する情報の共有を図った。 また、八戸市健康部と施設の現状と課題について協議を行った。

2 入所者の処遇

(1) 母親への支援

- ① 自立に向け、各種求人情報を提供するとともに、はちのへ若者サポートステーションと連携し、入所者の希望を考慮した就労支援を行った。
また、就職に有利となる資格取得についても助言し、奨励した。
- ② 職業安定所、児童相談所、家庭裁判所等の各種手続き、生活保護、各種手当の受給手続き及び低家賃住宅（公営住宅）入居等に関する助言を行った。
- ③ PTA、町内会行事等への参加を促した。
- ④ 母親が安心して求職活動や就労ができるよう児童の見守りを行い、心身と生活を安定させるための援助を行った。

(2) 児童への支援

- ① 成長期にある児童・生徒が、基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援を行った。
- ② 学習指導員を配置し、児童・生徒の宿題等を中心とした学習支援のほか、不登校児については、個別に学習指導を行った。
- ③ 学習及び生活面において問題を抱える児童に対して、母親や学校と連携し、個別支援を行った。
- ④ 体力の向上を図るとともに自主性と責任感を高めるため、スポーツやレクリエーションを行った。
- ⑤ 図書、DVD、スポーツ用品等の活用に努めた。

(3) 一時保護受託業務

青森県女性相談所、八戸市福祉事務所、八戸警察署及び他の母子生活支援施設等と連携を図った。（令和4年度実績 3件）

(4) 退所母子に対するアフターケア

退所母子の現状確認を行うなど退所後も絆を保ち、退所者の意向を尊重しながら各種相談に応じるなど、アフターケアに努めた。

3 健康管理

- (1) 嘱託医による健康診断、歯科検診を年2回実施し、異常がある者については、医師の助言を受け指導を行った。
- (2) 常に身体の清潔に留意し、毎日、時間を定めて入浴を提供した。
- (3) 食中毒及びインフルエンザ予防月間にはポスターを貼り出し、また常会等で呼びかけを行うとともに、予防接種について周知し、感染症予防に努めた。

4 苦情への対応

施設利用者等の苦情解決制度実施要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情解決受付担当者を設置するとともに、第三者委員を選任し、入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するための体制を整備した。

また、施設内に苦情解決の仕組みについて掲示し、常会等で制度を紹介するなど、入所者に対し周知を図った。

さらに、前年度に引き続き第三者委員への書面報告会（現況報告・情報交換等）を実施した。

令和4年度苦情受付数 0件

○第三者委員

川口 司（長坂保育園園長）

小渡 優子（八戸市根城地区東根城担当民生委員・児童委員）

5 施設サービス評価

施設が行うサービスに関して職員個々が自己評価を行い、改善すべき課題を明確にした。その

結果、入所母子への施設のルール説明の方法等に課題が見つかったことから、今後、課題解決に向け取り組むこととした。

6 安全管理

- (1) 毎月1回、入所者の避難訓練を行うとともに、消火器やその他の防災設備について自主点検を実施した。また年2回、不審者対応訓練を行った。
- (2) 年2回、居室内安全点検を実施し、不良箇所について各世帯に注意喚起を行った。
- (3) 施設機能強化推進費加算の総合防災対策事業を利用し、警備会社と火災監視サービス及び非常通報サービスの委託契約を継続した。また、玄関に設置されたモニターカメラ、施設外周に設置したフェンス・防犯カメラで警戒を行う等、不審者侵入対策を行った。
- (4) 感染症や非常災害が発生した場合でも、入所母子に対し安定的・継続的に生活の場が提供できるよう業務継続計画(BCP)を策定した。

7 地域貢献・地域との交流

(1) 実習生の受入れ

実習生を積極的に受け入れ、人材育成に努めるとともに、専門職養成に寄与した。

所属等	実習内容	期間	人数
岩手県立大学	ソーシャルワーク実習	8月22日～9月22日	1
宮城誠真短期大学	保育実習	9月12日～9月23日	2
青森県立保健大学	ソーシャルワーク実習	10月28日～11月17日	1
合計			4

(2) 地域との交流・連携等

月	日	内容	場所
5	9	こども会清掃活動	施設周辺及び近隣公園
	30・31	職員清掃活動	施設周辺及び近隣公園
9	18	こども会清掃活動	施設周辺及び近隣公園
10	20・21	職員清掃活動	施設周辺及び近隣公園
年10回		三水会（根城田面木地区青少年生活指導者協議会）	根城公民館

8 寄附の状況

寄附申込者	寄附目的・品名	金額	受領年月日
越後 裕美子	お菓子等	—	令和4年 4月 5日
株式会社やまき三春屋	ランドセル2個	—	令和4年 4月 25日
一般社団法人バンクフォースマイルズ	化粧品等詰め合わせ	—	令和4年 4月 28日
公益財団法人資生堂社会福祉事業財団	お菓子詰め合わせ	—	令和4年 5月 7日
八戸赤十字病院	衣類	—	令和4年 6月 10日
ロクシタンジャパン株式会社	化粧品詰め合わせ	—	令和4年 6月 30日
一般社団法人日本海老協会	冷凍車海老	—	令和4年10月 8日
八戸赤十字病院	衣類	—	令和4年11月 8日
株式会社アメニティ	体重計2台 血圧計2台 体温計2本	—	令和4年12月 7日
ニコニコ薬局 道尻 浩助	体重計1台 血圧計1台 体温計1本	—	令和4年12月 9日

八戸赤十字病院	お菓子詰め合わせ	—	令和4年12月9日
八戸赤十字病院	お菓子	—	令和5年1月10日

9 業務体制（定員 16 世帯）（令和 5 年 3 月 31 日現在）

○人員に関する配置基準（児童福祉施設最低基準第 27 条）

基準合計	施設長	母子支援員	少年指導員	調理員等 ※1	嘱託医	加算配置	個別対応職員	少年指導員兼事務員加算	入所児童（者）処遇特別加算	学習指導費加算対象
10	1	2	1	1	1		1	1	1	1

※調理員等は調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

○職員配置

配置合計	施設長	母子支援員	少年指導員 （兼事務員）	調理員等 （少年指導員）	個別対応職員	嘱託医 （内科・歯科）	用務員	児童指導員 （学習指導担当）
14	1	4	2	1	1	(2)	2	1

※（ ）は委託

10 入所者の状況

入所世帯数 11 世帯 25 名（令和 5 年 3 月 31 日現在）